

米議会下院は11日、大手金融機関の破綻（はたん）処理制度の導入や中央銀行である連邦準備制度理事會（FRB）・財務省等による監督協議會の創設、消費者保護のための監督当局の設置といった内容を含む法案を可決した。昨秋以降の議論を踏まえ金融監督制度を包括的に改革しようとしたものだが、今後上院での審議もあり、最終決着

大型金融機関の監督

日本総合研究所理事 翁 百合



うものがあ
る。これは、
秋来の経

はまだ先になる見通しである。
この中で注目される項目として、大手金融機関の監視を強化し、破綻処理のコストも負担させる、というものがある。これは、秋来の経験から、金融システムの安定性の観点からは規模の大きな金融機関を破綻させるのは危険すぎる、という認識がG20で共有された金融機関をつぶせな

い（トウー・ビッグ・トウー・フェイル）と市場が認識すると、金融機関の多くが合併・大規模化を志向し、合併に取り残された金融機関は経営上の不安を抱えるといった形で、かえって金融システム全体の健全性を損なうのではないか、との懸念があったことが背景にある。

このジレンマの解決策を巡っては、「規模の大きな金融機関は分割すべきだ」（キング・イングラント銀行総裁）、「投資銀行と商業銀行を分割すべき

だ」（ボルカー元FRB議長）といった主張と、「分割は問題の解決にならない」（バーナンキFRB議長）といった主張が対立してきた。今回米下院は、この問題に対し、大型金融機関の分割には踏み込まないが、応分のコストを負ってもらいつつ監視を強化する、という線で一応の結論を出した形だ。わが国をはじめ多くの国で、金融システムの安定性確保は重要な課題で、今回の下院の結論は、そうした議論に一石を投じた、といえよう。